

○平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的條件を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>第一～第五（略）</p> <p>第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備</p> <p>一 一般的条件</p> <p>第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 送信装置の条件</p> <p>等価等方輻射電力は、次のとおりとする。</p> <p>1 F-D電波を使用するもの</p> <p>九デシベル（ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。ただし、衛星を指向する運用角度においては、（二）三デシベル（ワットを〇デシベルとする。）以上九デシベル（ワットを〇デシベルとする。）以下であること。</p> <p>2 G-D電波を使用するもの</p> <p>ア 七デシベル（ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。この場合において、許容偏差は（二）一デシベルから（十）一デシベルまでの範囲とする。</p> <p>イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第一～第五（略）</p> <p>第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備</p> <p>一 第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 等価等方輻射電力は、衛星を指向する運用角度において、（二）三デシベル（ワットを〇デシベルとする。）以上であること。また、いかなる方向においても九デシベル（ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 991 555 1026">周波数帯</th> <th data-bbox="555 991 1120 1026">等価等方輻射電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1026 555 1174">一五六 MHz 以下</td> <td data-bbox="555 1026 1120 1174">任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下（ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1174 555 1249">一五六 MHz を超え一六五 MHz 以下</td> <td data-bbox="555 1174 1120 1249">任意の九 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）一〇〇・八デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1249 555 1324">一六五 MHz を超え一三〇 MHz 以下</td> <td data-bbox="555 1249 1120 1324">任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1324 555 1399">一三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下</td> <td data-bbox="555 1324 1120 1399">任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）七七・八デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1399 555 1437">一、〇〇〇 MHz を超え一、五</td> <td data-bbox="555 1399 1120 1437">任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	等価等方輻射電力	一五六 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下（ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）	一五六 MHz を超え一六五 MHz 以下	任意の九 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）一〇〇・八デシベル以下	一六五 MHz を超え一三〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下	一三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）七七・八デシベル以下	一、〇〇〇 MHz を超え一、五	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電	
周波数帯	等価等方輻射電力												
一五六 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下（ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）												
一五六 MHz を超え一六五 MHz 以下	任意の九 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）一〇〇・八デシベル以下												
一六五 MHz を超え一三〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下												
一三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の二二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（二）七七・八デシベル以下												
一、〇〇〇 MHz を超え一、五	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電												

二五MHz以下	力が(一)七十二デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇三デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式で算出した値以下 $-70 + 8/5 (f - 1605)$ デシベル fは、MHzを単位とする周波数とする。
一、六一〇MHzを超え一、六二六・五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七十二デシベル以下
一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における平均電力が(一)六三デシベル以下
一、六六〇・五MHzを超え一〇・七GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七十二デシベル以下
一〇・七GHzを超え一一・二GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六六デシベル以下
一一・二GHzを超え四〇GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル以下

三 受信装置の条件

インマルサットD型の受信装置のうちG-D電波を使用するものについては、副次的に発する電波等の限度は、二の二のイに規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。

第七・第八 (略)

第七・第八 (略)